

平成23年第4回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成23年5月10日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成23年5月10日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君  | 2番 主 枝 幸 子 君      |
| 3番 奥 村 富士雄 君  | 4番 柚 木 喬 君        |
| 5番 中 下 伸 君    | 6番 出 下 孝 君        |
| 7番 姫 宮 五 鈴 君  | 8番 折 出 直 幸 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 瀧 野 純 敏 君 | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（なし）

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 中 島 充 人 君 |
| 教 育 長        | 塚 田 秀 也 君 |
| 総 務 部 長      | 陰 山 讓 治 君 |
| 建 設 部 長      | 三 登 英 生 君 |
| 民 生 部 長      | 黒 田 康 也 君 |
| 会 計 管 理 者    | 久 保 俊 秀 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 信 川 正 次 君 |
| 総 務 課 長      | 新 木 之 博 君 |
| 企画財政課長       | 中 村 政 愛 君 |
| 民 生 課 長      | 山 根 道 春 君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 税務住民課長 | 河本和彦君  |
| 環境防災課長 | 吉原修君   |
| 産業建設課長 | 三宅信治君  |
| 都市計画課長 | 三好修平君  |
| 出納室長   | 三登崇宏君  |
| 学校教育課長 | 中村輝彦君  |
| 生涯学習課長 | 坂井眞智子君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 高橋 薫江君 |
| 主任 | 尾崎 賢介君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 日程第1  | 「議長の選挙」                     |
| 日程第2  | 「議席の指定」                     |
| 日程第3  | 「会議録署名議員の指名」                |
| 日程第4  | 「会期の決定」                     |
| 日程第5  | 「副議長の選挙」                    |
| 日程第6  | 「常任委員会委員の選任について」            |
| 日程第7  | 「議会運営委員会委員の選任」              |
| 日程第8  | 「議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任について」 |
| 日程第9  | 「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」     |
| 日程第10 | 「府中・坂地区水道整備協議会委員の選出」        |
| 日程第11 | 議案第19号 「監査委員選任の同意について」      |

追加日程

- |      |                      |
|------|----------------------|
| 日程第1 | 「議席の一部変更について」        |
| 日程第2 | 「閉会中の継続調査の申し出承認について」 |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(高橋薫江君) 皆様、御起立願います。

(全 員 起 立)

○議会事務局長(高橋薫江君) 一同御礼。

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(高橋薫江君) 御着席願います。

○臨時議長(姫宮五鈴議員) おはようございます。それでは、地方自治法第107条の規定により、私、姫宮が臨時に議長の職務を行います。御協力どうぞよろしく願います。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達していますので、ただいまより平成23年第4回坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

まず、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

現在、当選回数を基準に着席していただいておりますこの席を仮議席に指定します。

○臨時議長(姫宮五鈴議員) 日程第1「議長の選挙」を行います。

坂町議会基本条例第12条の規定に議会は議長及び副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、二元代表制の議会の責務を強く認識して、町民との協働のまちづくりを進めるため、それぞれの職を志願するものに所信を表明する機会を設けるとされています。

選挙を行う前に議長の職を志願される方の所信表明を行います。

議長の職を志願される方の挙手を求めます。

(挙 手)

○臨時議長(姫宮五鈴議員) 議長の職を志願される方が3名あります。

それでは、志願された方は、所信表明を述べる順番を決めるくじを引いていただきますので、前にお進みください。

(くじを引く)

○議会事務局主任(尾崎賢介君) 1番中議員、2番折出議員、3番川本議員です。

○臨時議長（姫宮五鈴議員） 所信表明を述べる順番が決定したので、報告します。

1 番目に 1 2 番中議員、2 番目に 1 0 番折出議員、3 番目に 8 番川本議員、以上のとおりです。

これより、所信表明を述べていただきます。

最初に、1 2 番中議員、お願いいたします。

（所信表明）

○1 2 番（中 雅洋議員） 今回議長選挙に立候補いたしました中がございます。所信表明を行います。

私は今回 5 期目ですが、4 期 1 6 年間総務厚生委員長 2 回、産業文教委員会委員長 2 回、議会広報委員長 1 回、議会運営委員会副委員長 1 回を経験いたしております。その間委員会の活性化などに取り組み、先日、前回の議会広報委員会では、皆さんと一緒に議会広報全国のコンクールで佳作賞も受賞いたしました。また、先日の統一地方選、町議選では住民からトップの評価もいただきました。現在 6 2 歳です。そういった背景をもとに今回立候補いたしました。よろしくお願いいたします。

もし議長に当選したら最低四つのことをやりたいと思っております。これをお約束いたします。

まず 1 点目、議会の信頼回復、これは選挙戦で訴えてまいりましたが、議会の活性化と改革、これを進めるためには、ことし皆さんで決めた議会基本条例、これを着実に運用していきます。そして近い将来、県内はもとより全国の町村、市町村あたりから坂町に研修に来るような議会基本条例に対して、そういった議会の基本条例運営を進めていきたいと思っております。

2 点目、今回 4 人の新人議員が当選されました。これに対し教育訓練、これを 3 カ月以内にカリキュラムをしっかりと作成して、それを基礎教育とかながらこの教育訓練を進めていき、3 カ月ぐらいすると即戦力になっていただくように持っていきたい、このように考えております。

3 点目、政務調査費の使途内容の充実でございます。今回年間 6 万円から年間 1 2 万円になりました。これまでは他の町村と同じくらいということで、あまり目立たなかったんですが、やはりこの使途はしっかりと充実させていかないといけない。要は資質向上にしっかりとつなげるような使途、例えばアカデミー研修、千葉幕張とか京都にアカデミー研修、議員研修の施設があります。この辺に半分くらいは各委員会にわか

れて行くとかいうような案も考えております。そうすることによって、本当に政務調査費の使途内容が充実してくる、このように改善していきたいと思っております。

4点目、行政との関係ですが、これはあくまでも二元代表制の一方として車の両輪のごとく、その一方をしっかりと行政側と前進していくために、町発展のために進めていきたい。特に議会の最終意思決定、これが議会でございます。これをできるように監査機能、チェック機能もしっかりできるようにレベルアップを図っていきたい。そうすることによって町発展につながる。議会が向上し、町発展につながるものと思っております。要するに議会が最終的に決めておるんだと、決定しておるんだという意識づけ、この辺を植えつけていけるように皆さんと頑張っていきたい。そのためのリーダーシップを発揮していきたいと思っております。

以上4点をお約束し、皆さんの御支援、御指示をよろしくお願いいたします。以上です。

○臨時議長（姫宮五鈴議員） 次に、10番折出議員、お願いします。

○10番（折出直幸議員） 皆さん、おはようございます。私は14年議員をさせてもらって、感じたことがあります。それは議員個人の力はすごくあるような気がします。ただ、議会としての組織力がすごくちょっと弱いなと感じてきています。その組織力をもって議会の力を発揮しないと総合的な仕事をしたような感じを、に対してから不満を持ってました。そこを自分のリーダーとしての力はありませんが、皆さんの意見等の集約をしてですね、いい方向にまとめて改革をしていきたいと、そんなことを感じています。それと坂町の発展をですね、それに結びつけてまた福祉の向上もやっていきたいと思っております。

もう1点は、議会基本条例を作りました。その運用方法をですね、やっぱし皆が責任を持って、皆で作ったわけですからここをしっかりとですね、まず1年目うまくいかないかもわかりませんが、一つずつ、1年ずつ前進するような形で運用をして責任を持ってやっていかにゃいけんのだろうと思っております。それを坂町の発展につなげていき、議会力を強めること、それと議会の組織力を有効に生かすこと、そういう観点から私は議長選に立候補しました。その2点を主にやっていきたいと思っております。

皆様の貴重な一票をどうぞよろしくお願いいたします。短いですが以上です。ありがとうございます。

○臨時議長（姫宮五鈴議員） 次に、8番川本議員、お願いいたします。

○8番（川本英輔議員） おはようございます。議長選立候補に当たりまして、所信を表明させていただきます。

昨年来坂町議会は町民の方から1日も早い信頼回復をしていただきたいという声を多くの人から聞いております。このことを踏まえて、また先般の選挙におきまして、合同演説会をしましたがけれども、これが今非常に町民に対して大きな効果を与えております。その反面、我々も一生懸命頑張らにやならんということをつくづく感じておったわけでございます。

そうした中で、まず1番大事なことは、坂町議会は信頼を得るためには何をしたらいいかということ。それはやはりそれぞれ議員さんの自覚とやる気と実行力であります。このことを私は強く取り組んでいきたいと考えております。

そして、やはり開かれた議会と申しますけれども、やはり町民にわかりやすい議会にするには、やはりさまざまな地域において、皆さんが4年間しっかり行動して、様子を見てそのことをしっかりと議会に伝えることだと思います。

そして、基本条例もできました。確かにこの基本条例は今まさにやるべきだと私は考えております。その中で、基本条例に対して皆さんが一丸となってやる気を起こしていけないと、これはなかなかうまくいきません。できることから、できることからこつこつとやっていく。そして見直すところはしっかり直していくということを進めて、議会改革、そして議会の活性化を進めてまいります。

もう1点、それとやはり今までいろんなことで議論する中で、一堂に会して一人ひとりの意見を聞く場があまりなかったと思います。このことはやはり提案不足であると思います。そのことも踏まえて、皆さんが一堂に会して、一人ひとりの提案を出しながらしっかりと議論していき、いいものはどんどん進めていくと、そういうことをしっかりと、また町政に伝えると。町政主導じゃなくして、やはり議会のまとめたものを一貫してしっかりと進めていくということ、私はこのことも取り組んでまいりたいと思います。

まだ、4期目でございますけれども、議長として不足な部分もあろうかと思っております。出馬した以上は全力で投球させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（姫宮五鈴議員） 以上で所信表明を終わります。

これより、議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○臨時議長（姫宮五鈴議員） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

坂町会議規則第32条第2項の規定により、1番中川ゆかり議員、2番主枝幸子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。自席において投票用紙に被選挙人の氏名を記載後、点呼に応じて順次投票となります。

(投票用紙の配付)

○臨時議長（姫宮五鈴議員） 投票用紙の配付漏れはありますか。

配付漏れはないですか。

(「配付漏れ」なしという者あり)

○臨時議長（姫宮五鈴議員） 配付漏れなし、と認めます。

投票箱を点検いたします。

○臨時議長（姫宮五鈴議員） それでは、中川議員、主枝議員、投票箱を点検しますので、立ち会いをお願いします。

(立会人投票箱を点検)

○臨時議長（姫宮五鈴議員） 異常なし、と認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(事務局長が仮議席順に議員氏名を点呼・投票)

○議会事務局長（高橋蔦江君） それでは、点呼をいたします。

1番中川ゆかり議員、2番主枝幸子議員、3番奥村富士雄議員、4番柚木 喬議員、5番瀧野純敏議員、6番中下 伸議員、7番出下 孝議員、8番川本英輔議員、10番折出直幸議員、11番大田直樹議員、12番中 雅洋議員、最後に9番姫宮五鈴臨時議長。

○臨時議長（姫宮五鈴議員） 投票漏れはありますか。

(「投票漏れなし」という者あり)

○臨時議長(姫宮五鈴議員) 投票漏れなし、と認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○臨時議長(姫宮五鈴議員) 開票を行います。

中川議員、主枝議員、開票の立ち会いをお願いします。

○臨時議長(姫宮五鈴議員) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投数12票、無効投票は0、有効投票のうち折出議員3票、
中議員4票、川本議員5票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

従って、川本議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました川本議員が議場におられます。

坂町議会規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

(当選人発言を求む)

○臨時議長(姫宮五鈴議員) 川本議員、当選のごあいさつ。

(当選人のあいさつ)

○12番(川本英輔議員) ただいま選挙によりまして、議長という大役ではございませ
すけれども、まずは皆さんと一緒に一丸となってしっかりと坂町議会のために頑張っ
ていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長(姫宮五鈴議員) 川本議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務はすべて終了しました。

御協力ありがとうございました。

(議長交代)

~~~~~○~~~~~

○臨時議長(姫宮五鈴議員) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時27分)

(再開 午前10時29分)

○議長(川本英輔議員) それでは、休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~


○議長（川本英輔議員） 日程第2「議席の指定」を行います。

議席は坂町会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員の皆さんの氏名とその議席の番号を事務局に朗読をさせます。

○議会事務局長（高橋蔦江君） 1番中川ゆかり議員、2番主枝幸子議員、3番奥村富士雄議員、4番柚木 喬議員、5番瀧野純敏議員、6番中下 伸議員、7番出下 孝議員、8番川本英輔議員、9番姫宮五鈴議員、10番折出直幸議員、11番大田直樹議員、12番中 雅洋議員、以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上、事務局局長が朗読したとおり自席を指定しました。

○議長（川本英輔議員） 日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録指名議員は、坂町議会規則第118条の規定により、議長において1番中川ゆかり議員、2番主枝幸子議員、3番奥村富士雄議員を指名します。

○議長（川本英輔議員） 日程第4「会期の決定」についてを議題といたします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

○議長（川本英輔議員） 日程第5「副議長の選挙」を行います。

坂町議会基本条例第12条の規定に、「議会は議長及び副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、二元代表制の議会の責務を強く認識して町民との協働のまちづくりを進めるため、それぞれの職を志願するものに所信を表明する機会を設ける」とされています。

選挙を行う前に副議長の職を志願される方の所信表明を行います。

副議長の職を志願される方の挙手を求めます。

（志願者挙手）

○議長（川本英輔議員） 副議長の職を志願される方が3名あります。

それでは、志願された方は所信表明を述べる順番を決めるくじを引いていただきますので、前にお進みください。

○事務局主任（尾崎賢介君） 1番出下 孝議員、2番大田直樹議員、3番瀧野純敏議員です。

○議長（川本英輔議員） 所信表明を述べる順番が決定しましたので、報告いたします。

1 番目に 7 番出下議員、2 番目に 1 1 番大田議員、3 番目に 5 番瀧野議員、以上のとおりです。

これより、所信表明を述べていただきます。

（立候補者所信表明）

○議長（川本英輔議員） 最初に 7 番出下議員、お願いします。

○7 番（出下 孝議員） 副議長選に立候補しました出下 孝でございます。先の 3 月定例会で制定されました坂町議会基本条例第 2 条で、先ほどから紹介がありましたように志願者の所信表明をする機会を与えていただきました。私の所信を述べさせていただきます、皆様の御支持をぜひとも賜りたくお願い申し上げます。

私は先の町議会議員選挙や選挙広報を通じまして、議会改革を訴えてまいりました。もっといい町にするためには、住民の共同参画が絶対条件であります。町民の議会への存在感が小さく低い現状を、これは私が議員になってずっと感じてまいった感覚でございます。新しく議員となられた方々はいかがでしょう。

その要因の一つに、議会と町民の間に距離感を感じてまいりました。議会を変える必要があると思いつけてまいりました。その仕組みが先に制定されました議会基本条例であります。この議会基本条例を着実に実施することが大変重要であります。実践の伴わない議会基本条例はただの紙きれ同然であります。この議会基本条例を着実に実践することで、議会議員の活性化を図り、もっといい議会に、町民に信頼され開かれた議会を実現することが可能となると信じております。

例えば、具体的な施策としては、選挙広報でも表明しておりますように、インターネットで議会中継をいたし、開かれた議会、身近な存在の議会にすること。あるいは議員の出前による議会報告会を開催し、住民への説明責任を果たし、住民の声をお聞かせいただき、議会で協議し町政へ反映する等のことを議員の皆様と協議しながら理解を得て、全力で実現に向けて取り組んでまいり所存でございます。

どうか、そういう考えでおりますので、皆様の御支援をよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 次に、1 1 番大田議員お願いいたします。

○1 1 番（大田直樹議員） このたび副議長という職に立候補させていただきました大田でございます。副議長の責務、それは家庭でたとえるならば、議長がだんなさん、

副議長が家庭内を守る主婦、このように私は考えております。議長には議会を代表して、町長と町を引っ張っていく立場でいていただきたい。その留守を預かるのが副議長の責務だと考えております。議長が働きやすいように、安心して町長と一緒に外へ行って働けるように、私は16年間の自分が培ってきたノウハウそういったものがあるならば、それを今回4人という大勢の新人の方が入って来られました。皆さんと一緒にこの坂町をよくするために、私は副議長としての立場で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 次に、5番瀧野議員申し上げます。

○5番（瀧野純敏議員） このたび副議長に立候補いたします瀧野でございます。私は何のために出たか。議会の名誉とまた我々議員の資質改善のために出ました。それは何かというと、今から新しい議員4名の方がおいでになりました。これをもって坂町を変えていかないけん、変えるいい機会だと思って副議長として頑張るつもりでございます。そのためには、副議長たるの真は何か。議長の行動、議長のすることに一切の文句を言わずについていこうと思います。なぜなら議長には、外にも出てもらわにゃいけん。我々がすること、議長と皆さんとの間にタイアップしながら確実な皆さんに対する助言、それから情報公開ができる、これがまず第一の条件だと思います。そうすれば、議長はどこへ出て行こうが、町民との接点、それから議員との接点、我々副議長としての接点、その三つがそろえば確実に坂町はよくなっていきます。

私はそのためには、誠心誠意頑張っていくつもりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、所信表明を終わります。

これより、副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場を閉鎖）

○議長（川本英輔議員） ただいまの議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。坂町会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番奥村富士雄議員、4番柚木 喬議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（川本英輔議員） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。自席において投票用紙に被選挙人の氏名を記載後、点呼に応じて順次投票となります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「投票用紙漏れなし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 配付漏れなし、と認めます。

投票箱を点検いたします。

○議長（川本英輔議員） それでは、奥村議員、柚木議員、投票箱を点検しますので、立会をお願いします。

（投票箱点検）

○議長（川本英輔議員） 異常なし、と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が自席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（高橋蔦江君） それでは、点呼をいたします。

1 番中川ゆかり議員、2 番主枝幸子議員、3 番奥村富士雄議員、4 番柚木 喬議員、5 番瀧野純敏議員、6 番中下 伸議員、7 番出下 孝議員、9 番姫宮五鈴議員、10 番折出直幸議員、11 番大田直樹議員、12 番中 雅洋議員、最後に8 番川本英輔議長。

○議長（川本英輔議員） 投票漏れはありませんか。

（「投票漏れなし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 投票漏れなし、と認めます。

投票を終わります。

議場の出入り口を開きます。

（議場閉鎖解除）

○議長（川本英輔議員） 開票を行います。

奥村議員、柚木議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（川本英輔議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。有効投票のうち大田議員3票、出下議員3票、瀧野議員6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

従って、瀧野議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました瀧野議員が議場におられます。

坂町会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

(当選人の発言を求める)

○議長(川本英輔議員) 瀧野議員。

○5番(瀧野純敏議員) ただいま副議長に選出されました。ありがとうございます。

皆さん方の親睦を図り、町政の活性、それと町民の皆さまから見て素晴らしい議会になったことを、なるような議会を作ります。よろしく申し上げます。

○議長(川本英輔議員) 以上で日程第5「副議長の選挙」を終わります。

おはかります。

坂町議会では恒例で議長の議席は最終12番、副議長の自席は最終11番としております。このたびの議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を行うために、この際、「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

○議長(川本英輔議員) 追加日程第1「議席の一部変更について」を議題といたします。

坂町会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

変更した議席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

○議会事務局長(高橋蔦江君) 議席が変更になった議席と議員名を申し上げます。

5番中下 伸議員、6番出下 孝議員、7番姫宮五鈴議員、8番折出直幸議員、9番大田直樹議員、10番中 雅洋議員、11番瀧野純敏議員、12番川本英輔議長、以上です。

○議長(川本英輔議員) ただいま朗読したとおり、議席の一部変更をいたします。

議席が変更となった議員は、指定席への移動をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時56分）

（再開 午前11時26分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

坂町議会委員会条例第6条の規定により、委員の選任は議長が会議に諮って指名するとなっております。

また、坂町議会の常任委員会は、総務厚生委員会、産業文教委員会の二つで、委員の定数は6名、任期は2年で議員の4年の任期中にいずれも経験することとなっております。

委員の選任については、経験年数等を参考に正副議長が選考したものを議長の原案として、会議に諮って決定したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議がないようですので、正副議長によって選考させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいまから、正副議長で協議を行いますので、暫時休憩します。

（休憩 午前11時17分）

（再開 午前11時26分）

○議長（川本英輔議員） 休憩中の会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 休憩中に別室において慎重に審議をしました結果を事務局長に朗読をさせます。

○議会事務局長（高橋蔦江君） では読み上げます。

総務厚生委員1番中川ゆかり議員、3番奥村富士雄議員、5番中下 伸議員、8番折出直幸議員、9番大田直樹議員、11番瀧野純敏副議長、産業文教委員、2番主枝幸子議員、4番柚木 喬議員、6番出下 孝議員、7番姫宮五鈴議員、10番中 雅

洋議員、12番川本議長、以上です。

○議長（川本英輔議員） おはかりします。

坂町議会委員会条例第6条の規定により、事務局長が朗読したとおり、常任委員会委員を指名いたします。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、ただいま発表したとおり、各常任委員に任命いたしました。

これより、各常任委員会にわかれ、各委員会において正副委員長を坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により互選してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時28分）

（再開 午前11時43分）

○議長（川本英輔議員） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま、各委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

総務厚生委員会委員長折出議員、副委員長中下議員、産業文教委員会委員長出下議員、副委員長中議員、以上でございます。

以上で、日程第6「常任委員会委員の選任について」を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

おはかりいたします。

議会運営委員の選任については、坂町議会委員会条例第6条第6項の規定により、議会運営委員に3番奥村富士雄議員、4番柚木 喬議員、6番出下 孝議員、7番姫宮五鈴議員、8番折出直幸議員、9番大田直樹議員の6名を指名いたしたいと存じます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、ただいま指名したとおり議会運営委員に任命いたしました。

これより、議会運営委員会において正副委員長を坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により、互選していただきたいと思います。

委員会は第2委員会室において行います。

直ちに御参集ください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時45分)

(再開 午前11時52分)

○議長(川本英輔議員) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) ただいま、議会運営委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

委員長大田議員、副委員長出下議員、以上でございます。

以上で、日程第7「議会運営委員会の選任について」を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第8「議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

議会広報調査特別委員会を設置し、委員の選任については、従来からの申し合わせのとおり総務厚生委員会委員を本特別委員会委員に指名することに決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、議会広報調査特別委員会を設置し、委員の選任は総務厚生委員が兼ねることといたします。

これより、議会広報調査特別委員会において、正副委員長を坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により互選していただきたいと思います。

委員会は第2委員会室において行います。

直ちに御参集ください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午前11時55分）

○議長（川本英輔議員） 議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま、議会広報調査特別委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

委員長大田議員、副委員長奥村議員、以上でございます。

以上で日程第8「議会広報調査特別委員会の選任について」を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議題といたします。

広島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項及び第8条の規定により、本議会から1名の広域連合議会議員を選出することとなっております。

おはかりします。

選出の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選で行いたいと思います。

これに、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 御異議なし、と認めます。

よって、選出の方法は議長による指名推選で行うことに決定しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、坂町議会において総務厚生委員会の委員長が務めることとなっておりますので、折出議員を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま、指名いたしました折出議員を当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、ただいま指名いたしました折出議員が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました折出議員が議場におられます。

坂町会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

折出議員、発言をお願いします。

○8番（折出直幸議員） 広島県後期高齢者医療広域連合の議員として、選出していただきましてありがとうございます。皆様の代表としてから一生懸命御奉公させて頂いて、報告をしたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で日程第9「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10「府中・坂地区水道整備協議会委員の選出について」を議題といたします。

府中・坂地区水道整備協議会協定書第4条の規定により、坂町から3名の府中・坂地区水道整備協議会委員を選出することになっております。また、このうち1名を町長より選出してほしいとの依頼を受けております。

坂町議会においては、恒例により水道整備協議会委員は、副議長が務めることとなっておりますので、瀧野議員にお願いするのがよいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、府中・坂地区水道整備協議会委員に瀧野議員を選出いたします。

瀧野議員、あいさつをお願いします。

○11番（瀧野純敏議員） 坂地区水道整備協議会委員に選出されました。一生懸命頑張りますので、よろしくをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 以上で日程第10「府中・坂地区水道整備協議会委員の選出について」を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、監査委員選任の同意を求める議案が提出されるものと

思います。町長及び教育委員会等から議会に対して、監査委員及び各種委員の推薦について、依頼が届いております。

推選を行いたいと思います。第1委員会室において、全員協議会でお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

第1委員会室に御参集ください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） それでは、議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 先ほど日程第8「議会広報調査特別委員会設置及び委員の選任について」協議をいたしましたが、委員の確認が十分でなかったため、議会広報発行に関する規定第4条第2項により、議長が指名をいたします。

1番中川議員、2番主枝幸子議員、3番奥村富士雄議員、4番柚木 喬議員、5番中下 伸議員、8番折出直幸議員、9番大田直樹議員、11番瀧野純敏議員を指名をいたします。

これより、本日の会議の説明員を入場させます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午後1時34分）

（再開 午後1時34分）

○議長（川本英輔議員） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第19号「監査委員選任の同意について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、排斥に該当すると認められますので、中議員の退席を求めます。

（議員退席）

○議長（川本英輔議員） 提出より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第19号「坂町監査委員の選任の同意について」御説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法第196条の規定により、坂町監査委員のうち議会議員から選出する委員として、中雅洋氏にお願いすることについて町議会の同意を求めるものでございます。

中氏の持つておられる豊富な知識と経験を本町の行財政に生かしていただき、行財政の推進に御協力をいただきたいと思いますと考えております。

議会の皆様に御同意をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

おはかりいたします。

本案について質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 御異議なし、と認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は原案のとおり同意するに、賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第19号「監査委員選任の同意について」は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 議員の除籍を解きます。

（議員除籍を解く）

○議長（川本英輔議員） 中議員、おめでとうございます。

選任同意受けたのは、あいさつをお願いします。

○10番（中 雅洋議員） ただいま監査委員の選任の同意に賛成いただいたようで、ありがとうございます。精一杯全力で取り組んでいきます。よろしくお願いをいたしま

す。以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上で日程第11「監査委員の選任の同意について」を終わります。

おはかりいたします。

先ほど各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から坂町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 御異議なし、と認めます。

よって、「閉会中の継続審査の申し出承認について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

○議長（川本英輔議員） 追加日程第2「閉会中の継続調査の申し出承認について」を議題といたします。

おはかりします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ちょっと、暫時休憩します。

（休憩 午後1時40分）

（再開 午後1時41分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 委員長からの申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり調査終了まで、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で追加日程第2「閉会中の継続審査の申し出承認について」を終わります。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

最後に、吉田町長より発言を求められておりますので、許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成23年第4回坂町議会臨時会が閉会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会にお願いをしました案件につきましては、原案のとおり御決定をいただきまして、ありがとうございます。

これから次第に暑さに向かってまいります。皆様方には御自愛をくださいますとともに、これからはなお一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、平成23年第4回坂町議会臨時会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

（閉会 午後1時43分）